

横浜市市民の森設置事業実施要綱

制 定 平成 8 年 4 月 1 日 局長決裁
最近改正 令和 6 年 3 月 26 日 局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例第 7 条の規定に基づき、保存すべき緑地及び農地（以下「緑地等」という。）を市民の森として指定し、設置することにより、緑地等を保存し、市民に憩いの場を提供することを目的とする。

2 取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現につなげるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「公有緑地」とは、国及び地方公共団体が所有する緑地をいう。

(2) 「民有緑地」とは、公有緑地以外の緑地をいう。

(指定基準)

第 3 条 市民の森は、主として樹木によって良好な自然的環境が形成されている、おおむね 2 ヘクタール以上の土地で、市民の散策や憩いの場として安全に利用できる一定の区域とする。

2 前項の区域には、樹林地に介在し、かつ、樹林地と一体となって良好な自然的環境を形成し、優れた景観構成に寄与する農地を含むことができるものとする。

3 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地は、原則として指定の対象外とする。

(指定)

第 4 条 市長は、前条第 1 項及び第 3 項の基準に適合すると認められる民有緑地について、その土地所有者又はその代表者（以下「土地所有者等」という。）の市民の森指定申請（同意）書（第 1 号様式）の提出に基づき、土地所有者等との間に市民の森契約書（第 2 号様式）により契約を締結し、市民の森一般区域として指定することができる。

2 市長は、前条第 2 項及び第 3 項の基準に適合すると認められる農地について、その土地所有者等の市民の森指定申請（同意）書（第 1 号様式）の提出に基づき、土地所有者等との間に市民の森保全契約書（農地用）（第 2 号様式の 2）により契約を締結し、市民の森農地保全区域として指定することができる。

3 市長は、前条第 1 項の基準に適合すると認められる公有緑地について、市民の森一般区域として指定することができる。なお、第 1 項に規定する区域を横浜市が取得した場合も、引き続き市民の森一般区域として指定を継続できるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する契約及び区域指定の期間は、10 年以上とする。ただし、市長が特に認める土地については、当該期間を 1 年以上とすることができる。

(指定の告示等)

第 5 条 市長は、前条の規定により市民の森の指定をしたときは、契約の相手方（以下「契約者」という。）に書面により通知し、かつ、その旨を告示するものとする。

(契約者の責務)

第6条 契約者は、契約地内の樹林地を良好に保つように努めるものとする。市民の森の設置及び管理上支障となる物件については、原則として契約者の負担で撤去する。

2 契約者は、市長の承諾がなければ、契約地において次の行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、防災上及び通常の管理に必要な行為についてはこの限りでない。

- (1) 建築物及びその他工作物の建造
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) その他緑地の保全に影響を及ぼす行為
- (通知)

第7条 契約者は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに市民の森契約内容変更通知書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 土地の登記情報
 - (2) 土地の課税情報
 - (3) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者
 - (4) 氏名
 - (5) 住所
- (設置等)

第8条 市長は、第4条の規定により市民の森一般区域の指定をしたときは、市民の利用に供するため、植生及び景観を損なわないよう散策道、休憩場所等の必要最小限の整備を行い市民の森を設置するものとする。

(市民の森愛護会)

第9条 市長は、市民の森の維持、管理、保全のため市民の森愛護会を設置することができる。

2 市民の森愛護会は、原則として市民の森土地所有者や市民の森周辺の地域住民等をもって構成するものとする。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関する団体は愛護会を結成もしくは構成することができない。

3 市民の森愛護会は1市民の森につき1団体までとする。

4 この要綱に定めるもののほか、市民の森愛護会に関する事項は横浜市市民の森愛護会事務取扱要領で定めるものとする。

(愛護会費)

第10条 市長は、市民の森一般区域について、次の各号に掲げる管理活動を行う市民の森愛護会に対し、毎年度予算の範囲内で別表に定めるとおり愛護会費を交付するものとする。

- (1) 園路、広場の清掃・除草
- (2) 園路、広場の巡回点検

2 市長は、次の各号に該当する場合、愛護会費の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 市民の森愛護会の活動の実績が認められない場合
- (2) 市民の森愛護会から愛護会費の一部又は全部の辞退の申し出があった場合
- (3) その他、市長が交付の必要性を認めない場合

3 市長は愛護会費を交付した後でも、前項各号に該当する場合は、市民の森愛護会に対し交付した愛護会費の一部または全部の返還を求めることができる。

(管理の委託)

第11条 市長は、市民の森一般区域の管理について、前条の愛護会費を受けていない市民の森愛護会等と委託契約(第3号様式)を締結し、その管理を委託することができる。

2 市民の森一般区域の管理を受託した団体は、善良な管理者の注意をもって、その管理に当たるものとする。

3 市長は、市民の森一般区域の管理を受託した団体に対し、毎年度予算の範囲内において、当該委託契約に基づき管理委託料を支払うものとする。

(協議)

第12条 市民の森一般区域及び市民の森農地保全区域内の契約者は、当該土地の所有権を移転し、又は当該土地に使用及び収益を目的とする権利を設定しようとするときは、あらかじめ市長に協議申出書(第5号様式)を提出し協議を行わなければならない。

(指定の解除等)

第13条 市長は、前条の協議により、やむを得ないと認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、第4条第1項及び第2項の契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

(奨励金等)

第14条 市長は契約者に対し、当該土地を良好な状態で維持管理するため、緑地育成奨励金を毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

2 市長は、第4条第1項及び第2項の契約を更新した場合は、契約者に対し、継続一時金を更新した契約期間の初年度及び更新した契約期間を5年経過した年度に、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、第4条第4項ただし書に基づく契約の場合を除くものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

(施行年月日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(横浜市緑地保存特別対策実施要綱の一部廃止)

2 横浜市緑地保存特別対策実施要綱の第4章市民の森設置事業は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、現に横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱に基づき契約及び指定され、平成8年4月1日から実施される市民の森については、この要綱によりなされた契約及び指定とみなす。

附 則

(施行年月日)

1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の要綱(以下「改正要綱」という。)の規定は施行日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

3 平成14年4月1日付市民の森契約書(農地用)をもって更新した農地の契約については、改正要綱によりなされたものとみなす。

附 則

(施行年月日)

1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱に規定する市民の森契約書(第2号様式)は、施行日以後に締結する新たな契約又は従前の市民の森契約書第2条に定めた契約期間に続き更新する契約について適し、契約期間中に変更して締結する契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前に締結された契約についても、これによるものとみなす。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行年月日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

面積	愛護会費
一般区域面積が 2 ha 未満の市民の森	15 万円／年
一般区域面積が 2 ha 以上の市民の森	20 万円／年

第1号様式

市民の森指定申請（同意）書

年 月 日

横浜市長

住所

氏名

電話

(法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次の土地を市民の森として指定することに同意します。

所在地	地積(m ²)	所有名義人
合計 (筆)		

(注意) 土地登記簿謄本、公図及び位置図を添付してください。

市民の森契約書

(以下「甲」という。)と横浜市(以下「乙」という。)とは、土地の使用について次のとおり契約する。

(契約地及び用途)

第1条 甲は、その所有する横浜市 区 町 番地外 筆 地積 平方メートル(明細裏面)の土地(以下「契約地」という。)を乙が設置する市民の森の用に供し、乙はその土地を市民の森として使用する。

(契約期間)

第2条 契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 市民の森の契約予定地が共有名義又は法人名義等の場合については、甲をその代表者又は所有者の総意に基づく団体等とすることができるものとする。この場合、甲は横浜市市民の森設置事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく本契約に関する内容について、土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

(使用上の制限)

第3条 乙は、市民の森の整備の開始日以後は、契約地を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ行う市民の森の整備を除き、甲の承諾がなければ、契約地の原状を変更してはならない。ただし、防災上又は保全管理上必要な行為についてはこの限りでない。

3 甲は、契約地内の樹林地を良好に保つように努めるものとする。市民の森の設置及び管理上支障となる物件については、原則として甲の負担で撤去する。

(所有者の行為の制限)

第4条 甲は、乙の承諾がなければ、契約地において次の行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、防災上及び通常の管理に必要な行為についてはこの限りでない。

- (1) 建築物及びその他工作物の建造
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) その他緑地の保全に影響を及ぼす行為

(通知)

第5条 甲は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに市民の森契約内容変更通知書を乙に提出するものとする。

- (1) 土地の登記情報
- (2) 土地の課税情報
- (3) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者
- (4) 氏名
- (5) 住所

(事前協議)

第6条 甲は、契約地の所有権を移転し、又は契約地に使用及び収益を目的とする権利を設定しようとするときは、あらかじめ乙と協議しなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(意思表示)

第8条 甲が最後に届け出た住所地に乙が通達すれば、乙の意思表示が甲に到達したものとみなす。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
横浜市長

印

土 地 明 細 書

所 在 地	地 目	地積 (㎡)	所 有 名 義 人

市民の森 契約書 (農地用)

(以下「甲」という。)と横浜市(以下「乙」という。)とは、土地の使用について次のとおり契約する。

(契約地及び用途)

第1条 甲は、その所有する横浜市 区 町 番地外 筆 地積 平方メートル(明細裏面)の農地(以下「契約地」という。)を乙が設置する市民の森の保全の用に供し、乙はその土地を市民の森の保全に利用する。

(契約期間)

第2条 契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 市民の森の契約予定地が共有名義又は法人名義等の場合については、甲をその代表者又は所有者の総意に基づく団体等とすることができるものとする。この場合、甲は横浜市市民の森設置事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく本契約に関する内容について、土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

(使用上の制限)

第3条 甲は、契約地を農地として維持し、良好に管理しなければならない。

2 乙は、甲の維持する契約地を市民の森の保全の用のため、善良な管理者の注意を行わなければならない。

(所有者の行為の制限)

第4条 甲は、乙の承諾がなければ、契約地において次の行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、防災上及び通常管理に必要な行為についてはこの限りでない。

- (1) 建築物及びその他工作物の建造
- (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) その他農地の保全に影響を及ぼす行為

(通知)

第5条 甲は、契約に関する次に掲げる変更が生じた際は、速やかに市民の森契約内容変更通知書を乙に提出するものとする。

- (1) 土地の登記情報
- (2) 土地の課税情報
- (3) 集合住宅の管理組合や社寺、法人等の代表者
- (4) 氏名
- (5) 住所

(事前協議)

第6条 甲は、契約地の所有権を移転し、又は契約地に使用及び収益を目的とする権利を設定しようとするときは、あらかじめ乙と協議しなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(意思表示)

第8条 甲が最後に届け出た住所地に乙が通達すれば、乙の意思表示が甲に到達したものとみなす。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
横浜市長

印

土 地 明 細 書

所 在 地	地 目	地積 (㎡)	所 有 名 義 人

市民の森管理委託契約書

市民の森愛護会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）とは、市民の森の管理について次のとおり契約する。

（目的及び委託業務）

第1条 乙は、乙が横浜市 区 町 外に設置した 市民の森 ヘクタールの管理に関する次の業務を甲に委託し、甲はこれを受託する。

- (1) 清掃及び除草等清潔の保持に関すること。
- (2) 火災等の災害防止及び利用者の安全の確保に関すること。
- (3) 散策路、広場、ベンチ等の施設の点検及び応急措置に関すること。

（契約区分及び契約保証金）

第2条 この委託契約は確定契約とする。

2 この委託契約は契約保証金を免除する。

（委託業務の施行場所）

第3条 この委託業務の施行場所は、別紙1に示す場所とする。

（委託期間）

第4条 この委託業務の契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（委託料）

第5条 乙は、甲に委託料 円（免税業者）を支払う。

2 前項の委託料について、乙は、別に定めるところにより、甲の請求に基づき、前払いするものとする。

3 第1項の委託料については、出来高に応じた部分払はしないものとする。

4 第1項の委託料の支払場所は横浜市指定金融機関とする。

（管理上の注意等）

第6条 甲は、第1条の規定により委託された当該市民の森の管理については、善良なる管理者の注意をもって行うとともに、当該施設を市民の森の設置目的以外の目的に使用しないものとする。

（調査等）

第7条 乙は、この委託業務の処理状況について随時に調査し、または必要な報告を求め監督することができるとともに、委託業務の処理に関し必要な指示を与えることができるものとする。

（業務完了報告書の提出及び完了検査）

第8条 甲は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の業務完了報告書が提出されたときは、すみやかに契約の履行の全部の完了を確認するための検査を行うものとする。

（再委託の禁止）

第9条 甲は、この契約により委託を受けた業務を自ら行うものとし、他の者にその処理を委

託することができない。ただし、事前に書面をもって乙の承諾を得たものについてはこの限りではない。

(帳簿)

第10条 甲は、当該市民の森の管理に必要な帳簿を備え置くものとする。

(一般的損害)

第11条 契約の履行について生じた損害は甲の負担とする。ただし、当該損害のうち乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

(契約の解除)

第13条 乙は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に違反したとき。
- (2) この委託契約の処理が不相当と乙が認めたとき。
- (3) 乙の都合により、委託する必要がなくなったとき。

2 甲は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において協議が整わない場合は、乙の解釈による。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地
団体等名
代表者氏名

印

乙 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長

印

市民の森契約内容変更通知書

年 月 日

横浜市長

契約者（住所）
（氏名）
（電話）
（法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日に と横浜市との間で締結した市民の森契約の内容に変更がありましたので通知します。

1 変更事由

- (1) 土地の登記情報 (添付書類：契約書の写し及び全部事項証明書)
- (2) 土地の課税情報 (添付資料：契約書の写し及び課税情報の写し)
- (3) 集合住宅の管理組合の代表者 (添付書類：契約書の写し及び総会資料等)
- (4) 社寺、法人等の代表者 (添付書類：契約書の写し)
- (5) 氏名 (添付書類：契約書の写し及び戸籍の写し)
- (6) 住所 (添付書類：契約書の写し及び住民票の写し)
- (7) その他（事由：)
(該当するものを○で囲んでください。)

2 変更があった日

3 変更内容

(1) 土地の登記情報

旧		新	
指定地	地積(m ²)	指定地	地積(m ²)

(2) 住所、氏名、電話番号又はその他の事由等

新 ()

旧 ()

協 議 申 出 書

年 月 日

横浜市長

申出人

住 所

氏 名

電 話

(法人等にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日に横浜市と市民の森契約を締結した次の契約地について、
したいので協議の申し出をします。

1 協議対象契約地

所 在 地	地 目	地積 (㎡)	摘 要

2 協議内容

- (1) 相続
- (2) 土地の登記情報
- (3) 樹木の管理
- (4) その他

(該当するものを○で囲んでください。)

()